

第1回 浜田市障がい者差別解消推進委員会 会議録

○開催日時：令和5年9月19日（火）13：30～15：00

○場 所：浜田総合福祉センター2階研修室1

○出席者：(委員)

西田委員、今城委員、楨本委員、金高委員、佐々木委員、
田村委員、青木委員、櫛原委員

林委員（代理出席：医療法人清和会 原せいわ企画広報室 室長）

以上 9人

(市)

猪木迫健康福祉部長、河内地域福祉課長、大下障がい福祉係長、
白須

○欠席者：小田委員

○会議次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員紹介
4. 浜田市障がい者差別解消推進委員会の主な役割等について
5. 令和4年度報告事項
6. 協議事項
 - (1) 令和5年度取組状況予定について
 - (2) 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例に基づく市長表彰について
7. その他
8. 閉会

-
1. 開会
 2. あいさつ（健康福祉部長）
 3. 委員紹介
令和4年度まで浜田公共職業安定所から委員として川上様に就任していただいたが、人事異動により、令和5年4月からは青木様に就任していただいている。

4. 浜田市障がい者差別解消委員会の主な役割等について【資料1】

【事務局】

資料に基づき説明。

障がいサービス利用者からの相談で、「他の利用者から悪口を言われたのに相談し

ても事業所がとりあってくれない」というような相談があった。この場合は本人の言い分をしっかりと聞き取った上で事業所に連絡を行い、事業所が間に入って配慮を行うようお願いし、利用者・事業所双方の理解が得られたことで相談を終了とした。

障がい者差別解消の取組への表彰については、取扱要綱(案)及び審査要領(案)を作成したので、委員の皆さんから意見をいただきたい。

障がい者差別解消の取組等については、現在は市や社会福祉協議会等での障害者週間にあわせた啓発活動や浜田市健康フェスティバル等のイベントを利用した啓発活動などを行っている。

【委員】

経済虐待を受けていても本人は理解していないケースがある。仮に知的がある子が同一家族の場合、本人が就労した報酬や障害年金それを同一世帯で生活しているからと言って、親がむやみに使うのは虐待。本人がそのことを知らないということがある。

【事務局】

本人が知的などで家族に搾取される話は聞いたことがある。通報者は事業所など支援者等である場合が多い。通報者を問わず、申立てがあれば市が本人、家族、事業所等から状況を聴取し、虐待かどうかを判断する。家族、本人から通報するのは難しいことも多く、できるだけ事業所の方や関係者には速やかに報告をしていただきたい。

【委員】

合理的配慮が市民にわかりにくい。まずは内容を知ってもらうことが重要ではないか。

【事務局】

合理的配慮についてはPRしきれていないと思われる。障がいについてわかりやすくフリガナつきで説明している「障がいのある人もない人も共に生きるために～障がいを理解するためのガイドブック～」を作成しており、このパンフレット等を用いてPRしたい。

また、障害者差別解消法改正により事業者における合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化されるため、R6年度については、広報等で一歩前進したPRを考えている。

5. 令和4年度報告事項【資料2】

【事務局】

資料に基づき説明。

浜田市障がい者差別解消推進講演会等の開催については、例年10月に開催される浜田市健康福祉フェスティバルにおいて、障がい者差別解消の推進に係る講演会

等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

浜田市障がい者雇用優良事業所憲章事業については、HP や広報等で募集をし、1社の応募があり、今福郵便局が優良賞を受賞。

啓発活動については、障害者週間にあわせ浜田市社会福祉協議会を合同による街頭啓発活動、市役所ロビー、ゆめタウン浜田、浜田市総合福祉センターにおいてパネル展示をした。

市役所職員へは庁内ホームページのインフォメーションで障がい者理解に対するガイドブック等で周知活動を行った。

【委員】

街頭啓発運動とパネルの展示が具体的にどういったものかももう少し詳しく教えてほしい。

【事務局】

街頭啓発運動は主には社協と一緒にっており、12月の障害者週間にあわせて浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが出来るまちづくり条例や合理的配慮に関する啓発パンフレットを配布している。パネル展示についても障害者週間にあわせて市役所、ゆめタウン浜田、浜田市総合福祉センターにおいて活動 PR のパネル展示を行っている。

【委員】

市職員に対して条例等障がい者理解に対するガイドブックをインフォメーションに記載すると書かれているが、インフォメーションとはどのようなものか。

【事務局】

市の庁内インフォメーションは市の全職員が見ることができる庁舎内掲示板で、12月の障害者週間にあわせて「障がいのある人もない人も共に生きるために～障がいを理解するためのガイドブック～」や条例の説明パンフレット等を掲載することで全職員に周知を図っている。

6. 協議事項

(1) 令和5年度の取組について【資料3】

【事務局】

年間スケジュールについて資料に基づき説明。

浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業については、2社応募と推薦があった。委員会終了後に審査会を開催する。

浜田市健康福祉フェスティバルの中で、障がい者雇用優良事業所顕彰事業の表彰式、障がい者差別解消推進に関する講演会を実施予定。例年、講演会を実施しても観覧される方は関係者が多く、一般の観覧者が少ない傾向にあるため、今年は障がいのある方もない方も誰もが足を運んでくださるよう、ハイブリッドオーケストラ

によるコンサートを実施して、賑やかに開催したいと考えている。

啓発活動については、例年と同様に障害者週間にあわせ、街頭啓発活動やパネル展示を行う予定。

今年度からは障がい者に対する合理的配慮に関する研修を重点的に行う予定。中学生の職場体験における研修や新規採用職員、新任民生委員に対する研修について、障がいに関する基本的な説明にあわせ、合理的配慮や障がい者差別に関する内容の研修を実施したいと考えている。

【委員】

意見なし

(2) 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができまちなみ条例に基づく市長表彰について【資料4】

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

納税状況や入札参加資格など、対象者要件について検討してほしい。

【事務局】

対象者要件については検討する。

【委員】

表彰についての周知方法はどのようなのか。

【事務局】

令和6年度施行にあわせて広報等で周知する。雇用についての表彰についてはハローワークや商工会議所にもパンフレットを配ってほしい。

【委員】

これまで雇用に関する表彰は自薦・他薦のどちらが多いか。

【事務局】

自薦・他薦両方あり、どちらが多いということもない。応募がない年もあり、その場合は就労関係団体からの推薦により表彰を行うことがあった。

(以下、「浜田市障がいがある人もない人も共に生きることができまちなみ条例に基づく市長表彰取扱要綱」と既存の「浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業実施要綱」の方向性についての意見。)

【委員】

・条例に基づく市長表彰規定に、これまで実施してきた障がい者雇用優良事業所顕

彰事業を包含して一つの表彰規定にすると、障がい者雇用を増やすという重要な目的が薄れてしまうのではないか。

- ・障がい者雇用に関する表彰規定を市長表彰にまとめてしまうと、推薦しにくくなり、障がい者雇用に関する応募者がこれまでよりも減少してしまうのではないか。
- ・障がい者雇用優良事業所顕彰事業を知らず、障がい者雇用をしても顕彰事業の申請をしていないところが多い。障がい者の雇用を増やすためにどうしたらよいかという視点は大切にすべき。
- ・障がい者雇用を行う事業所を表彰するのであれば、法定雇用率を満たしているかなど、これまでのようにしっかりとした基準があった方が対象事業所の目安となりやすい。
- ・障がい者雇用優良事業所顕彰事業については、条例に基づく市長表彰とは趣旨を別として令和6年度も制度を残すという選択肢もある。
- ・賞状を渡すだけでなく、表彰を受けた者にメリットがある制度とすべき。授賞者をたたえるポスターなどは、申請者が増えるよう促すような場所に貼るなど、しっかり住民の皆さんや事業所の目に留まり周知できるようにしてはどうか。
- ・市長表彰について、取組期間〇年というようなハードルがある方が事業として長続きするかもしれないが、気軽に応募できなくなる可能性が高まるため難しい。

【事務局】

みなさんからの意見を基に要綱案を作成し、委員の皆様へ送付する。送付した要綱案について、委員の皆様から改めて意見を返送していただくこととする。

7. その他

なし

8. 閉会